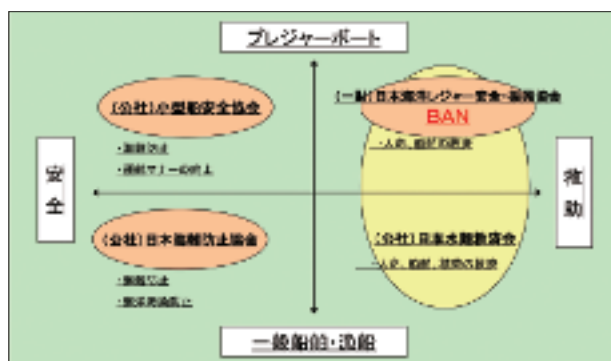


小型船安全協会のご紹介

海洋レジャーに関係する団体は当日本海洋レジャー安全・振興協会を初め、マリン事業協会やマリナー・ビーチ協会、さらには日本水難救済会等数多くあります。その多くの団体の中でBAN事業とも関係が深い小型船安全協会について簡単にご説明します。

小型船安全協会（以下単に「小安協」といいます。）は、昭和50年前後に海上保安庁の指導で創設された組織で、レジャー用小型船の海難防止活動及び運航マナーの向上を図ることにより、安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展に寄与することを目的として活動しています。

BANと同様に海上保安庁に関係する団体の関係は以下の図を見ると分かり易いと思います。



現在法人化されている小安協は関東、中部、関西、瀬戸内海、九州北部の5団体あり、それぞれの会員の皆様が各地で海難防止や海洋レジャーの健全な発展のための活動を行っておられます。

BANは洋上で軽微なトラブルに見舞われたとき最寄りの安全な係留地まで曳航する救助サービスですが、出来ればトラブルなど起こさず楽しくクルージングを終えるに越したことはありません。しかしこれらのトラブルを未然に防ぐための活動はBANの事業ではないので、会員の皆様には小安協に加入して海難防止のための種々のサービスを受けることでトラブル無用になって頂くのが一番だと思います。

ここではこれら小安協の代表として、公益社団法人関東小型船安全協会の活動状況等についてご説明いたします。

関東小型船安全協会

1 概要

茨城、千葉、東京、神奈川及び静岡の各県内では以前からマリナーや団体に所属する関係者を中心とする小型船交通安全協議

会が存在し、自主的に小型船の航行安全に関しての活動を行っていたが、昭和49年7月、海上保安庁の指導をうけ、これを統合して「関東小型船交通安全協議会」を立上げ、初代会長理事には俳優の森繁久彌氏が就任するとともに、ボランティアリーダーとする海上安全指導員を制度化して、海上安全パトロールや航行安全講習会等の航行安全活動を実施するようになった。つまり、この協議会が、現在の関東小型船安全協会の前身である。

平成56年には、「社団法人関東小型船安全協会」に改称して、法人登記をするとともに、関東及び静岡県内に八支部を設け、それぞれ支部が海上保安部と連携して、地域での会員の拡大を図るとともに航行の安全と海難防止及び海洋レジャーの健全な育成を推進するなど、組織の充実強化を図ることとなった。

平成23年には、同協会の事業が公益を目的とする事業として国から認められ、「公益社団法人関東小型船安全協会」として登録され内閣府の所轄となり、引き続き海上保安庁の指導を受けることになった。現在、会員は、約800人、マリナー、企業等団体は49団体、県・市町等賛助会員は35機関団体が加入し、同協会の運営母体となっている。

2 指定制度

(1) 海上安全指導員制度

この制度は、協会に所属している会員の中から、活発に海上の航行安全活動を行っている者を第三管区海上保安本部長が「海上安全指導員」に指定している。指定された指導員は、ボランティアリーダーとして海上における安全パトロールの実施、安全講習、ルールとマナーの周知等の安全活動を行っている。現在、同協会会員の中から約320名が海上安全指導員に指定されている。

(2) 安全パトロール艇指定制度

海上安全指導員制度と同様に、海上安全指導員が乗船する艇を第三管区海上保安本部長が「安全パトロール艇」に指定し、洋上における安全指導等の活動を行っており、現在、約130隻が指定されている。

3 活動状況

(1) 海上安全指導員連絡調整会議

支部ごとに会議を開催し、海上安全指導員相互で海上安全について情報交換を行うほか、海上保安部からの情報、指導を得て、研修や指導方針等について連絡調整を行う。

(2) 合同海上安全パトロール

海洋レジャーが活発化する季節を中心に、海上保安官と合同による

海上安全パトロールを行い、海難防止、法令の励行、安全運航に関するルールとマナー、救命胴衣の着用、救命設備の備え付け等の安全指導を行っている。

(3) 海上安全講習会

海洋レジャーが活発化する前に、所属支部、マリーナ等団体ごとに講習会を開催し、講師に海上保安官及び海事専門家、気象予報士等を招き、●海事関係法令 ●ルールとマナー ●安全運航に必要な知識 ●運航技能 ●海難事例から見た安全対策 ●気象海象等海上の安全講習を行っている。

(4) 初任者に対する航海実技講習(昼夜間)の開催

海技免状を取得して間がない初任者や航海に不安のある船長等を対象にして、昼・夜間、ふくそう海域、運河、浅瀬等危険海域などを航行し実技講習を行い、安全で不安のない航海ができるよう指導している。また、国際VHF、レーダー等の実技について講習を行っている。

(5) 無線従事者免許取得のための養成課程講習

同協会は、無線講習機関として総務省から認可され、年6回、東京、横浜、沼津地区にて第二級・第三級海上特殊無線技士養成講習を開催している。合格し資格を取得すれば、国際VHFの通信とレーダー操作を行うことができる。

無線通信やレーダーは、航行の安全確保に欠かせない手段であり、多くの船舶利用者が資格を取得できるよう解りやすい講習を行っている。

(6) 船舶操船術研修開催

大型船と小型船による衝突等の海難事故が発生していることに鑑み、同協会では、プレジャーボートが大型船の操船にどのような影響を与えているか、操船シミュレーターを使用して大型船を操船し、小型船が接近した場合の避航動作の時間や視認状況の困難性を模擬体験し、大型船の動作緩慢性を理解し、自船の操船に反映するよう指導している。

(7) 海洋学習、体験乗船会開催

海のイベントへの参加、協力を行い、安全パトロール艇を使用して体験乗船等を開催し、子供達が海への関心を抱き、海で遭難をしないよう知識を身に付けさせるなど教示している。

(8) 水上バイクの操縦技術、ルールマナー等の指導

毎年平均90隻の事故が発生している。衝突、乗揚げ、機関故障、推進器障害などが主な事故で、操船不適切、見張り不十分、機関取扱不良などが主な原因であり、中には、仲間のバイクを無資格で操縦して事故を起こしているものもある。

こうした事故を防止するため、運河等航行が多い水域において、海上保安庁、マリンスポーツ財団、パーソナルウオータークラブ安全協会と連携してパトロールを実施し、操縦者への操縦技能、ルールマナー等を指導し、海難の防止を図っている。

4 会員特典

- ・船舶保険料は団体割引となっている。
- ・海岸局との無線通信に必要な無線加入証明書を発行している。
- ・安全講習会での情報の提供をしている。
- ・海上安全指導員の指定を受けるための推薦をしている。
- ・指導員には、海技免状更新時に必要な乗船履歴証明(海上保安部長証明)を発行している。
- ・実績、在籍年数に応じ、海上保安庁(部長、本部長、長官)、国交大臣、総理大臣の功績表彰を上申している。

*3の活動状況及び4の会員特典については、各小安協で多少異なります。

以上、小安協の役割等についてご紹介いたしました。最後に各地区小安協の連絡先をご紹介します。

・東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、静岡県

公益社団法人関東小型船安全協会

住所：〒231-0005 横浜市中区本町4-43 A-PLACE馬車道

TEL 045-201-7754 FAX 045-201-7758

・愛知県、三重県

公益社団法人中部小型船安全協会

住所：〒455-0033 名古屋市中区港町1-11 名古屋港湾会館

TEL 052-653-2407 FAX 052-653-2414

・大阪府、兵庫県南部、和歌山県、徳島県、高知県

公益社団法人関西小型船安全協会

住所：〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜4-16-1

TEL 0798-33-6616 FAX 0798-39-8805

・岡山県、広島県、山口県東部、香川県、愛媛県

公益社団法人瀬戸内海小型船安全協会

住所：〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-12-72

TEL 052-653-2407

・福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、山口県西部

公益社団法人九州北部小型船安全協会

住所：〒801-0852 北九州市門司区港町7-8 郵船ビル

TEL 093-332-3578 FAX 093-332-3579

安全、安心にマリレジャーを楽しむためにも、一人でも多くのボート・ヨットオーナーが小安協に入られ、この種の活動を通じて知識・技能の向上を図られることを願っております。